

掛川市告示第85号

掛川市公共下水道事業負担金条例（平成17年掛川市条例第98号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年6月1日

掛川市長 松井三郎

受益者負担金を賦課しようとする区域

1 掛川処理区

城西一丁目の一部、城西二丁目の一部、北門の一部及び御所原の一部

2 大東処理区

大坂の一部、千浜の一部、菊浜の一部、浜野の一部及び浜野新田の一部（公共マスを設置した区域に限る。）

3 大須賀処理区

沖之須の一部、大淵の一部、横須賀の一部、西大淵の一部及び洋望台の一部（公共マスを設置した区域に限る。）